

令和5年度原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和5年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	環境対応車普及促進基金 (原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	14,000百万円(14,000百万円)
基金事業の目的	原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県・栃木県・宮城県)に用地を取得し、工場等を新增設する企業に対し、その経費の一部を支援することにより、雇用の確保等を図る。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県・栃木県・宮城県)に用地を取得し、工場等を新增設する企業に対し、その経費の一部を支援することにより、雇用の確保等を図る。 【対象施設】工場(製造業)、物流施設等 【対象経費】用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費 【補助率】1/4以内
基金事業を終了する時期	【基金事業の終了予定時期】原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業実施要領の第2の6.(1)により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、原則として平成28年度までに補助事業が終了し、第3の1.(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。ただし、補助事業者が直接の責任を帰さない遅延要因が存在し、平成28年度までに事業を完了することが不可能である場合には、平成29年度に補助事業が終了し、その事業に係る第3の1.(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。」と規定しており、令和5年度に終了予定。 【基金事業の新規申請の受付終了時期】平成26年度末までで新規申請受付を終了。
次回の見直し時期	-
基金事業の目標	平成26年度における新規雇用者数を557人とする。(予算措置を行った24年度時点での目標)

2. 見直し結果

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施。	
目標達成の評価	複数年度にわたって基金事業を実施したところであるが、成果目標は達成した。	
基金の保有割合	1.00	
基金の保有割合の算出	保有割合 = (①22,807,326円 - ②0円) ÷ (③22,807,326円) = 1.00 ①直近年度末の基金残高 ②当年度(令和4年度)の国庫返納予定額 ③令和5年度以降の事業費・管理費の執行見込み額	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・ 無
	-	-
その他	-	

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	23
短期・長期信託	-	-
有価証券		
国債	-	-
政保債、地方債	-	-
その他社債等	-	-

4. 執行状況

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度見込み
収入	国費	0	0
	国費以外		
	出資等	0	0
	運用収入	0	0
	その他(基金への返納)	0	0
	前年度繰り越し	74	23
	(マイナス)返納額	23	0
	合計(a)	51	23
(事業支出費等)	事業費(交付額)	0	0
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)	28	23
	合計(b)	28	23
	基金残高(a-b)	23	0
	出資残高	0	0
	貸付残高	0	0
	債務保証残高	0	0

<交付額等>

(単位:百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度
交付決定件数	19	30	18	8
交付決定額	4,368	3,103	3,205	1,795

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)